

相 続 人 代 表 者 指 定 届

地方税法第9条の2第1項の規定により、被相続人の徴収金の賦課徴収（滞納処分を除く）及び還付に関する書類を受領する者について、下記のとおり代表者を指定（変更）しましたので届け出ます。また、相続登記が完了するまでの間、この代表者を地方税法第343条2項にいう納税義務者の代表とすることをあわせて届出ます。

那賀町長 殿

令和 年 月 日

屈出人

Ε

郵便番号

住所

電話

[illegible]